[平成17年 第2回定例会]-[06月28日-06号]-P.382

◆20番(青山圭一) それでは、通告をしておりました 3 点について、順次伺いたいと思いますが、行財政改革、公金支払いクレジットカード、犯罪被害者支援の順番で行いたいと思います。行財政改革については、市長、財政局長、公金支払いクレジットカードについては、収入役、病院局長、犯罪被害者支援については、副市長、市民局長、健康福祉局長にお伺いをしたいと思います。

まず初めに、行財政改革についてお伺いいたします。我が会派の代表質問におきまして、 従来手法の財源対策、行財政改革における対応の見積額の根拠についてお答えをいただき ましたが、その内訳についてまずお示しをいただきたいと思います。

次に、減債基金を活用してもなお生じる不足額について、具体的にどのように考えているのか、伺います。

次に、平成21年度以降の見通しは、いまだ不透明であるとの代表質問での答弁でありましたが、それでは、いつごろ平成21年度以降の財政フレームを示す予定でいるのか、伺います。また、平成21年度以降、地下鉄事業が始まっても収支均衡は確実に図られるのか、伺います。

○副議長(雨笠裕治) 財政局長。

◎財政局長(中田弘義) 第2次行財政改革プランの財政フレームについての御質問でございますが、初めに、行財政改革プランにおいてお示ししております従来手法の財源対策についてでございますが、満期一括積み立ての繰り延べにつきましては、一般会計及び下水道事業会計の各年度における減債基金への満期一括積み立てのうち、繰り延べ可能額を見込み、国保会計繰出金の未計上につきましては、国保会計の収支均衡を図るために必要な繰出金の一部を未計上とするものでございます。また、財政健全化債の活用及び地域再生債の活用につきましては、投資的経費に充当するものでございます。

次に、行財政改革による対応についてでございますが、債権確保の強化等による歳入の確保につきましては、市税等の収入確保対策による収納額を見込んだもので、人件費の見直しにつきましては、職員の退職動向に合わせた、3年間で約1,000人の職員数の削減や特殊勤務手当などの見直しの効果を見込んだものでございます。また、扶助費の見直し、投資的経費の見直し、その他経費の見直しにつきましては、それぞれの項目について、行財政改革プランに基づく見直しの効果を見込んだものでございます。

次に、減債基金を活用してもなお生じる不足額につきましては、施策調整、事務事業の 見直しにより対応するとしているところでございます。具体的には、毎年度の予算編成段 階で、新総合計画に定める計画事業や行財政改革の進捗状況等を勘案しながら、事業の重 点化や事務事業総点検により調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成21年度以降の財政フレームを示す時期についてでございますが、新総合計画の実行計画及び第2次行財政改革プランが平成19年度までとしていることから、次期計画の策定にあわせ、お示しできるものと考えております。また、今後の見通しにつきましては、税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を行う三位一体改革の全体像がいまだ不透明であることなどから、現段階で見通しをお示しすることは困難なことと考え

ております。

いずれにいたしましても、行財政改革プランの着実な推進を図り、持続可能な財政構造を構築することが重要であると考えております。以上でございます。

- ○副議長(雨笠裕治) 青山議員。
- ◆20番(青山圭一) ありがとうございました。平成21年度以降、地下鉄事業が始まっても、収支均衡は確実に図れるのかとの問いに対しては、行財政改革プランの着実な推進を図り、持続可能な財政構造を構築することが重要であると考えております、と答弁され、平成21年度以降の収支均衡については、明言は残念ながらありませんでした。

さて、職員数は3年間で1,000人の削減でありますが、今後の定年退職予定者数は、資料によりますと、全会計ベースで平成17年315人、平成18年436人、平成19年638人であり、合計1,389人であります。単純に3年間の定年退職予定者数の合計は、目標値の1,000人を上回ります。もちろん定年退職予定者数のすべての人数を不補充とすることは、現実的には難しいと思いますが、目標値1,000人の設定に甘さはなかったのか、市長に伺います。

また、このたびの財政フレームにおいては、平成21年度の歳出に占める人件費比率の割合が示されておりません。第1次行財政改革プランにおいては、歳出に占める人件費比率は指定都市平均の17.5%にするとしておりましたが、そのことに変化はないのか、伺っておきます。

さらに、平成21年度及び平成21年度以降の義務的経費、投資的経費の歳出に占める割合 をどのように想定をしているのか、伺います。以上です。

○副議長(雨笠裕治) 市長。

◎市長(阿部孝夫) 職員の削減目標などについてのお尋ねでございますけれども、職員数の削減につきましては、各地方自治体も積極的に取り組んでいるところでございますが、国の調査によりますと、地方公共団体の総定員数は、過去5年間で4.6%の純減を行ったとのことでありますが、本市では第1次改革プランの取り組み結果としまして、3年間で約1,000人の削減目標を上回る1,123人、比率では7.0%の減となったところでございます。第2次行財政改革プランの職員削減目標につきましては、効率的な職員配置の推進に努めていく一方で、市民の多様なニーズや、国からの権限移譲及び法制度改正などへの的確な対応が図られる体制づくりを行いながら、退職動向やプランに掲げる見直し手法を踏まえ、第1次改革プランに引き続き、今後3年間に約1,000人の職員削減という厳しい目標を設定したものでございます。

次に、人件費比率についてでございますが、人件費比率などの構成比は、他団体との比較を行う場合などには有効な財政指標の一つでございます。しかしながら、割合をもって示す指標は、比率算定の分母となる予算総額や、その枠組み等、他の要素により大きく左右されるということもございますので、今回のプランにおきましては、3年間で職員数をさらに約1,000人削減するという実数をもって目標としたものでございます。

次に、平成21年度における義務的経費等の見込みでございますが、仮に、お示ししてい

る財政フレームに基づき一般財源ベースで試算いたしますと、義務的経費は、平成17年度予算での56.7%に対しまして51.6%へと、マイナス5.1ポイントの改善が見込まれ、また、投資的経費は、平成17年度予算での5.9%に対しまして5.7%と見込んでおります。平成21年度以降につきましては、今後の景気動向や国の改革動向など不透明な要素が多いことから、算定することは困難でございますけれども、この間の取り組みを引き続き維持し、財政の健全化に努めていくことが重要であると存じます。

いずれにいたしましても、持続可能な財政構造を構築するためには、行政体制の再整備、 とりわけ職員数の削減や給与制度の見直しなど、人件費総体の削減を行うことは大変重要 であると認識しておりますので、最優先課題として取り組んでまいりたいと考えておりま す。以上でございます。

○副議長(雨笠裕治) 青山議員。

◆20番(青山圭一) ありがとうございました。 3 月議会における我が会派の代表質問でも申し上げましたが、平成19年度から下水道償還が突出して、平成22年度から、地下鉄事業を行わなくてもその支出は約1,000億円となります。また、縦貫高速地下鉄における一般会計の負担額は、平成29年から50億円を超え、平成34年度には100億円を突破するわけであります。そして、平成43年には負担が最も高くなりますが、平成49年まで155億円となります。このように、鉄道事業における一般会計負担や、先ほどの答弁でもありましたが、歳出に占める義務的経費、投資的経費の状況を考えますと、非常に厳しい状況が明らかになったと思います。

具体的には、一般財源ベースで平成17年度の義務的経費の比率は56.7%、平成21年度は51.6%であります。いただいた資料によりますと、一般財源ベースで人件費比率は平成17年度で30.0%、平成21年度では25.2%であります。民間企業が発表しております各指定都市の義務的経費比較表によりますと、事業費ベースで平成17年度、川崎市の人件費比率は22.4%、一方、指定都市平均は16.4%であります。これをもとに計算いたしますと、一般財源ベースでは、指定都市平均は平成21年では21.96%ということになります。そうなりますと、平成21年、川崎市の人件費比率はこの一般財源ベースによりますと25.2%に対して、指定都市平均は21.96%となり、第1次プランで示した人件費比率指定都市平均の目標は、残念ながら達成されないことになるわけであります。

市長は、民間でできることは民間でと、常に言われているわけであります。これまでの 退職不補充という人件費抑制政策から、政策転換による人件費の見直しが今まさに問われ ているのではないでしょうか。市長の今後のリーダーシップに期待をしたいと思います。

次に、公金の支払いにクレジットカードを導入することについてであります。昨日もやりとりがありましたが、引き続き、質問をさせていただきたいと思います。本年3月の予算審査特別委員会におきまして、本市の公金の支払いにクレジットカードを導入することについて伺いました。答弁では、「厳しい財政状況の中、新たに公金納付の方法を拡大していくことは、債権確保の面からも大変大きな課題であると認識しております」と。導入に当たっては幾つかの問題点があるとしております。その後の本市の取り組み、今後の取り組みについて、収入役に伺います。

- ○副議長(雨笠裕治) 収入役。
- ◎収入役(石野厚) 公金の支払いにクレジットカードを導入することについての御質問でございますが、クレジットカードを使った公金の納付につきましては、総務省など国の動向を注視し、他都市やクレジットカード会社からの情報収集に努めてきたところでございます。今後の取り組みについてでございますが、クレジット納付につきましては、クレジット会社が使用料等の公金を立てかえて納付することの法制度上の課題や、他の納付方法における手数料との整合性、また、セキュリティの確保など、幾つか検討すべき課題がございます。したがいまして、引き続き、国等の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。
- ○副議長(雨笠裕治) 青山議員。
- ◆20番(青山圭一) ありがとうございました。

残念ながら、前回の質問から余り進展はないと思いますが、それでは視点を変えまして、 病院局長に伺います。本市の市立病院等における高額な医療費等の支払いの現状について 伺います。

- ○副議長(雨笠裕治) 病院局長。
- ◎病院局長(河村良一) 市立病院における高額な医療費の支払いについての御質問でございますが、本年3月から5月までの3カ月間における川崎病院での自己負担の請求実績といたしましては、10万円以上20万円未満の請求が717件、20万円以上30万円未満が271件、30万円以上が316件となっております。また、井田病院の実績といたしましては、10万円以上20万円未満が219件、20万円以上30万円未満が48件、30万円以上が49件となっております。以上でございます。
- ○副議長(雨笠裕治) 青山議員。
- ◆20番(青山圭一) ありがとうございました。本年3月から3カ月間、川崎病院では30万円以上の医療費の自己負担が316件、井田病院では30万円以上の医療費の自己負担が49件とのことであります。また、いただいた資料によりますと、平成17年5月における高額自己負担額は、川崎病院では80万円を超える金額が3件、井田病院では80万円に近い金額が3件となり、100万円を超える金額もありました。これだけの金額を一時払いでするのは、通常かなりの負担であると思います。分割払いや委任払いもありますけれども、市民の利便性の向上の観点からも、民間病院等で導入されているクレジットカードでの決済導入をすべきと考えます。

ところで、本年4月から都立病院ではカードの決済が開始をされました。都のホームページには、夜間の急病時に現金の持ち合わせがなくても大丈夫、分割払いやリボ払いもで

きます、スムーズな会計もできます等の記載がされております。また、都内の都民情報ルームで発売する刊行物の代金や都の外郭団体が運営する施設の使用料、駐車料金などで導入がされております。東京都では、カード導入により市民の利便性の向上や会計事務処理の効率化が図れるとしております。市民にとって大変有用な制度と考えます。東京でできて川崎でできないことはないと思います。昨日の病院局長の答弁では、いろいろと難しいということでありましたが、そこで再度、収入役に、カード導入に向けた検討委員会を設置し、問題点を明らかにし、できるところから取り組みをすべきと思いますが、見解を伺います。

○副議長(雨笠裕治) 収入役。

◎収入役(石野厚) クレジットカード導入に向けた取り組みについての御質問でございますが、クレジットカードによる公金の納付につきましては、セキュリティの確保や法制度上の課題がございます。また、実際に納付の際には、クレジット会社に支払う手数料などの費用負担についても考慮する必要がございます。今後の取り組みにつきましては、御指摘の点を踏まえまして、年内を目途に検討会を設置するなど、各所管局と調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(雨笠裕治) 青山議員。

◆20番(青山圭一) ありがとうございました。年内を目途に検討委員会を設置するということでありますので、ぜひさらに情報収集に努め――いろいろと課題もあると思います。 今、カード問題でもいろいろ情報セキュリティの問題などがあると思いますけれども、そういうことを乗り越えていただいて、ぜひ早期の導入をお願いをしたいと思います。

それでは最後に、犯罪被害者等の支援についてお伺いしたいと思います。平成16年版「犯罪白書」によりますと、平成15年における刑法犯認知件数は364万6,253件、前年比4万7,675件の減となっております。前年より認知件数が減少したのは9年ぶりであるが、戦後全体を見るとなお高い水準にある。このうち窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は55万4,600件で、戦後初めて50万件を突破し、罪名別では、殺人、暴行、強姦、強制わいせつ、強盗、詐欺、住居侵入及び器物損壊が増加傾向にある。検挙件数は21万4,709件、昭和46年以降最多。検挙人員は18万8,507人、同47年以降最多であった。認知件数がそれ以上のペースで増加しているため、検挙率は低下しており、平成15年は戦後最低の38.7%でありました。また、本市における刑法犯の認知件数については、2万7,411件であります。

さて、そのような状況の中で、平成16年12月1日、議員立法により、犯罪被害者等基本 法が成立し、同17年4月1日に同法が施行されるとともに、犯罪被害者等施策推進会議が 設置されることになったわけであります。犯罪被害者は、これまで長い間にわたって社会 から孤立をし、極めて深刻な状況に置かれてきた。センセーショナルなマスコミ報道の主 役になることはあっても、刑事裁判手続においては証拠方法の一つにしか見なされず、ま さに忘れられた存在とされてきたのである。被害者が死亡または重症を負う犯罪被害は、 殺人、傷害のみならず、交通犯罪によっても、いつ、だれにでも起こり得るわけでありま す。兵庫県尼崎の鉄道事故などは記憶に新しいところであります。

犯罪被害者は、事件後も長く続く恐怖や失った者への消えない記憶、収入が途絶える中で長期間にわたる治療費等から生ずる生活苦、子育ての障害や家庭崩壊、加害者情報入手や刑事手続参加に関する制約、報道機関や周囲から受ける2次被害など、極めて多岐にわたります。これまで多くの犯罪被害者が、制度の不備の中で、孤立、忍耐、沈黙を強いられ、結果、社会不信に陥るといった経験をしてきたわけであります。犯罪被害者からは、捜査、刑事裁判のあり方について問題点を指摘する声があり、さらには、刑事裁判手続、被害者回復等に関する総合的な情報の提供、犯罪被害者給付制度の拡充、公団住宅の優先入居なども含む柔軟かつきめ細かい経済的支援制度、国・地方公共団体及び民間の関係機関が連携し、犯罪被害者にとって安心かつ長期的なサポートを受けられる支援体制、犯罪被害者のための公的弁護制度などを求める意見が出されております。

このような状況を踏まえて伺いますが、私はこの問題について、平成15年の12月決算委員会、平成16年の12月議会において取り上げてまいりました。本市のこれまでの犯罪被害者等の支援に対する取り組み及び今後の対応について伺います。特に、平成16年度、庁内に関係局による連絡会議が開設されたと仄聞しておりますが、その内容、メンバー構成、今後のあり方について伺います。

○副議長(雨笠裕治) 市民局長。

◎市民局長(高阪三男) 犯罪被害者支援についての御質問でございますが、本市の取り組みにつきましては、神奈川県被害者支援連絡協議会との情報交換、相互協力等及び犯罪被害者に対する支援を行っている財団法人法律扶助協会神奈川県支部等へ補助金の交付を行っているところでございます。ことし2月には、各局室区の課長クラスにより構成されております人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会を開催し、犯罪被害者等基本法の説明を行うとともに、犯罪被害者に対する相談支援を行っているNPO法人神奈川被害者支援センターや神奈川県警察の相談窓口の情報提供を行うなど、相談等があった場合の対応について全庁的な連絡体制を図ったところでございます。

現在、国におきましては、犯罪被害者等施策推進会議のもとに設置された犯罪被害者等基本計画検討会において、ことしの8月上旬には骨子案をまとめ、内閣府が国民から広く意見聴取すると伺っております。12月には基本計画が作成される予定ですので、それを踏まえ、人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会のもとに、関係部署で構成する検討会を設置し、市の支援のあり方等について、検討協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(雨笠裕治) 青山議員。

◆20番(青山圭一) ありがとうございました。残念ながらそれほど積極的な答弁ではなかったと思います。これは犯罪被害者等基本法が成立する前から、私はこの問題について取り上げてまいりました。新しい取り組みは、ことし2月に全庁の連絡体制をつくったことぐらいではないでしょうか。もちろんそのことは評価すべきことだと思います。不幸に

して犯罪の被害に遭われた方々の声なき声をしっかりと受けとめて、自治体が責任を持って支持をしていくことが必要なのではないでしょうか。国の動向を注視するとの答弁ですが、その前にやることはいろいろあると思います。他の自治体では——宮城県や東京都日野市等では、既に自治体独自の犯罪被害者等の支援条例を設置をしましたし、総合支援窓口を設置をしているところもあります。本市として全庁的な連絡体制を発展的に取り組みをしまして、検討委員会として、12月に国において基本計画が作成される前に、いろいろと予想される課題等を整理する必要が私はあるのではないかと思います。

そこで副市長に、平成15年の私の質問に対しまして、「先進自治体の状況も把握しながら、御指摘の点も含めまして、総合的な観点から、本市における犯罪被害者支援のあり方について検討してまいりたい」と答弁しておりますので、これまでどのような取り組みをされてきたのか、検討委員会を設置し、年内までに問題点を整理することについての見解を伺いたいと思います。

また、先ほど残念ながら答弁はいただけませんでしたが、市民局長には、犯罪被害者等に対する総合支援窓口の設置について、健康福祉局長には、犯罪被害者等に対する医療機関向けマニュアルの作成について、それぞれ以前質問もしておりますので、どのような取り組みがされてきたのか、具体的に伺いたいと思います。以上です。

- ○副議長(雨笠裕治) 東山副市長。
- ◎副市長(東山芳孝) 犯罪被害者支援につきましての御質問でございますけれども、これまでの取り組みといたしましては、私が議長をしております人権・男女共同参画推進連絡会議のもとに設置しております幹事会におきまして、全庁的な連絡体制のもとで情報の共有化を図ってきたところでございます。

今後についてでございますけれども、国におきましては、ことしの8月上旬には基本計画の骨子案をまとめまして、国民から広く意見聴取をすると伺っておりますので、本市におきましても、なるべく早い時期に別途検討委員会を設置いたしまして、市としての、犯罪被害者支援にかかわる多岐にわたる課題を整理してまいりたいと存じます。以上でございます。

- ○副議長(雨笠裕治) 市民局長。
- ◎市民局長(高阪三男) 犯罪被害者支援についての御質問でございますが、犯罪被害者を含む支援を必要とされている方々への相談につきましては、それぞれの状況に応じて、各局区、関係機関等で対応してまいりました。総合的な窓口の設置につきましては、人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会のもとに、新たに設置をいたします検討会において検討してまいりたいと存じます。以上でございます。
- ○副議長(雨笠裕治) 健康福祉局長。
- ◎健康福祉局長(井野久明) 医療機関向け犯罪被害者支援マニュアルの作成についての

御質問でございますが、犯罪被害や災害など突然の衝撃的出来事を経験することによって生じます外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDは、通常の治療と比べて細やかな配慮が必要とされ、近年注目されている新たな医療の課題となっております。御質問の犯罪被害者を対象とする医療機関向けの対応マニュアルにつきましては、広域的な社会問題でもございますので、国レベルでの動向にも注視しながら、関係局や関係団体を含めたプロジェクトを設置してまいりたいと存じます。以上でございます。

- ○副議長(雨笠裕治) 青山議員。
- ◆20番(青山圭一) ありがとうございました。1質目に比べますと非常に前向きな答弁をいただいたかなと思います。とりわけ副市長におかれては検討委員会の設置、ぜひよろしくお願いしたいと思いますし、また、健康福祉局長におかれては、広域的な問題ということでプロジェクトチームをつくるということでありますので、ぜひ期待をしたいと思います。12月に国の方で基本計画が示される予定でありますけれども、ぜひその前にいろんな情報を集約していただいて、逆に国や県に、市としてはこういう問題があるということを提起をしていく、そういうことが今の地方の時代と言われる中でまさに必要なことではないかなと思いますので、ぜひしっかりとした取り組みをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。